

病院等の開設等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、病床に係る病院等の開設等に関して事前協議の手続を定めることにより神奈川県保健医療計画（以下「医療計画」という。）による病床整備を進めるとともに、医療圏の実情や特性等を考慮して病床の機能別整備を進め、もって医療計画の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)、医療法施行令(昭和23年政令第326号)、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)及び医療計画に定めるところによる。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病床 法第7条第2項第1号に規定する精神病床、同項第4号に規定する療養病床及び同項第5号に規定する一般病床をいう。
- (2) 病院等の開設等 病院の開設若しくは病院の病床数の増加又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加をいう。ただし、法第7条第3項に規定する許可を要しない診療所の療養病床及び一般病床並びに法第30条の4第11項に規定する特例許可によるものを除く。
- (3) 開設予定者等 第2号に規定する病院等の開設等の申出をしようとする者をいう。
- (4) 神奈川県保健医療計画 県が法第30条の4第1項の規定により定めた神奈川県における医療を提供する体制の確保に関する計画をいう。
- (5) 二次保健医療圏 県が法第30条の4第2項第14号に規定する主として病院及び診療所の病床整備を図るために設定した地域的単位をいう。
- (6) 三次保健医療圏 県が医療計画で定める高度・特殊な専門的医療や広域的に実施することが必要な保健医療サービスを提供するために設ける圏域で、県全域を範囲とする。

(開設予定者等の責務)

第3条 開設予定者等は、地域における病院等の医療の提供の役割を認識し、医療計画に基づく二次保健医療圏における病床の機能別整備及び三次保健医療圏における適切な精神医療の整備が図られるよう協力するとともに、この要綱に定める手続を遵守するものとする。

(事前協議の対象とする病床及び医療圏並びに地域に必要な病床機能等)

第4条 知事は、毎年度4月1日現在における既存病床数を調査した結果、療養病床及び一般病床の既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足りるものであるか否か及び地域に必要な病床機能などについて当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議（横浜、川崎北部、川崎南部、相模原以外の二次保健医療圏においては地区保健医療福祉推進会議。以下同じ。）における協議結果を確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、病院等の開設等が予定される場所（以下「開設予定場所」という。）が横浜市、川崎市又は相模原市（以下「政令3市」という。）の区域内である場合にあっては、各当該市の長に、既存病床数が基準病床数を下回ることと

なる旨を通知するとともに、各該当区域に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議の協議結果を確認し、当該確認結果を各当該市の長に報告するものとする。

3 前項の規定による報告をする場合において、知事は、政令3市の長に対し、次の各号に掲げる政令3市の区分に応じ、当該各号に定める機関（以下「各市審議会等」という。）の意見を聴いた上で意見を決定し、知事に報告するよう求めるものとする。

- (1) 横浜市 横浜市保健医療協議会
- (2) 川崎市 川崎市地域医療審議会
- (3) 相模原市 相模原市地域保健医療審議会

4 知事は、毎年度4月1日現在における既存病床数を調査した結果、精神病床の既存病床数が基準病床数を下回ることとなる三次保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足りるものであるか否かについて、神奈川県精神保健福祉審議会における協議結果を確認するものとする。

5 知事は第1項及び第4項の協議結果及び第3項の意見を取りまとめ、神奈川県保健医療計画推進会議等の意見を確認し、必要と認められる場合には事前協議の対象とすることとして決定し、神奈川県医療審議会へ報告する。

6 知事は、前項の決定に係る開設予定場所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市又は茅ヶ崎市（以下「保健所設置6市」という。）の区域内にあるときは、当該決定に係る事項を各当該市の長に通知するものとする。

（事前協議の申出）

第5条 開設予定者等は、法に基づく病院等の開設等の許可を申請する場合には、事前に当該病院等の開設等について知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に協議を申し出るものとする。ただし、この申出は、次の要件を満たす場合に限るものとする。

(1) 法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出期限

開設等に当たり工事を伴わない場合においては原則として申出の翌年11月30日までに、工事を伴う場合においては次に定める期間内に、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に提出することができる場合
ア 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内

イ 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内

ウ 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日

エ 前3号に関わらず、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

(2) 基準病床を超える病床種別の病床の取扱い

協議の申出対象医療機関が既設で、当該医療機関が各医療圏における過剰な（既存病床数が基準病床数をを超える）病床種別の病床を有する場合において、当該病床を、本協議により認められる病床数と同数削減することができる場合。ただし、当該二次

保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で必要と認めた場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定による申し出は、開設予定者等が病院等開設等事前協議書（別紙様式。以下「事前協議書」という。）を提出することにより行うものとする。ただし、知事に協議を申し出る場合は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して協議書を提出するものとする。
- 3 事前協議書の提出部数は、2部とする。

（事前協議書の申出受付期間）

第6条 前条の規定による申出の受付期間は、神奈川県保健医療計画推進会議で承認を得た期間とする。

（適用除外）

第7条 次に掲げる場合にあっては、第5条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。ただし、知事は、療養病床及び一般病床に関して、地域医療構想に定める当該二次保健医療圏における必要病床数に既に達している病床機能への変更を伴う場合や、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議へ事前に説明し、意見を聴くものとし、精神病床に関して、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、神奈川県精神保健福祉審議会へ事前に説明し、意見を聴くものとする。

- (1) 病院等の開設者の医療法人化、親族への承継により当該病院等の開設者が変更される場合であって、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。
 - (2) 同一の医療圏内において同一開設者が病院等の開設場所を変更する場合であって、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。
 - (3) 同一の医療圏内において同一開設者が病院等間の病床数の移動を行う場合であって、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。
 - (4) 特定病床等で病院等の開設等を行おうとする場合に当該医療圏における地域医療の状況を総合的に勘案して知事が事前協議を要しないと認めるとき。
 - (5) 病床数の減少により、病院から有床診療所に変更するとき。
 - (6) 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院に該当するとき。
- 2 前項のただし書きの場合において、開設予定場所が政令3市の区域内である場合にあるときは、知事は、該当地域の地域医療構想調整会議の意見を確認し、各当該市の長に報告する。また、政令3市の長は、必要に応じて各市審議会等の意見を聴き、知事に報告するものとする。
 - 3 知事は、前2項の意見を取りまとめ、必要がある時は、神奈川県保健医療計画推進会

議の意見を確認し、その結果を踏まえて事前協議の適用除外とするか否かを決定し、神奈川県医療審議会へ報告する。

- 4 知事は前項の決定に係る開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、当該決定に係る事項を当該市の長に通知するものとする。
- 5 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、第3項の決定について開設予定者等に対し通知するものとする。
- 6 知事は、地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議、神奈川県医療審議会及び神奈川県精神保健福祉審議会（精神病床に関する場合）の各委員等関係機関に通知するものとする。

（開設者変更の協議）

第8条 開設者の変更のうち、前条第1項第1号の規定に該当しない場合であって、その開設する病院が廃止することによって、救急医療体制が維持できない等地域医療に重大な影響が生じる懸念があるとして、地域の関係団体（自治体若しくは医師会又は病院協会等）から医療機能の継続が要望された場合について、知事は、その医療機能の継続の必要性について、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議（精神病床を有する場合は神奈川県精神保健福祉審議会）の意見を確認し、その結果を踏まえて事前協議を要しないものとするか否かを決定する。なお、結果は神奈川県医療審議会へ報告する。

- 2 開設場所が政令3市の区域内である場合にあるときは、政令3市の長は、必要に応じて各市審議会等の意見を聴き、知事に報告するものとする。
- 3 知事は、第1項の決定について保健所設置6市の長に通知するものとする。

（事前協議の審査）

第9条 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、事前協議の申出があったときは、次の事項について審査するものとする。

- (1) 関係法令に抵触していないこと。
 - (2) 医療計画との整合性があること。
 - (3) 病院等の開設等の計画に確実性があること。
- 2 前項の規定による審査において、事前協議に係る病院等の開設等の計画が、開設予定地及び周辺地域における都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が必要と認められる場合においては、開設予定者等に対して当該法令を所管する部局との調整を行うよう指導するものとする。
 - 3 第1項の規定による療養病床及び一般病床に関する審査をするときは、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議の意見を確認するものとする。
 - 4 政令3市の長は、各市審議会等の意見を聴き、審査結果について神奈川県知事に報告するものとする。また、必要に応じ、各地域の地域医療構想調整会議に報告し、意見を求めるものとする。
 - 5 知事は、第3項の意見及び第4項の審査結果を取りまとめ、精神病床に関して、神奈川県精神保健福祉審議会の意見を確認したうえで、神奈川県保健医療計画推進会議の意見を確認し、その結果について神奈川県医療審議会へ報告するものとする。

- 6 知事は前項の規定による報告を行った神奈川県医療審議会での意見を踏まえ、事前協議の審査結果を決定する。

（指導）

- 第10条 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は前条第1項の規定による審査の結果、必要と認めるときは、開設予定者等に対し病院等の開設等にかかる計画の変更、中止等の指導を行うものとする。
- 2 開設予定者等が前項の指導に従わない場合、保健所設置6市の長は、知事に報告するものとする。
- 3 知事は、前2項の開設予定者等に対して、医療法第7条の2第3項から第5項、第30条の12の規定を準用し、必要な措置をとることができる。

（事前協議結果の通知）

- 第11条 知事は、第9条の規定により決定した事前協議結果を保健所設置6市の長に通知するものとする。
- 2 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、事前協議が終了したときは、その結果を開設予定者等に対し通知するものとする。ただし、知事は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して通知する。
- 3 知事は、地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議、神奈川県医療審議会及び神奈川県精神保健福祉審議会（精神病床に関する場合）の各委員等関係機関に通知するものとする。

（事前協議終了後の取扱い）

- 第12条 事前協議の終了後においてもなお既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏の場合には、第4条の規定を準用する。

（事前協議結果の取り消し）

- 第13条 保健所設置6市の長は、開設予定者等が正当な理由がなく第5条第1項で規定する期日までに病院等の開設等の許可申請書の提出をすることができない場合は、知事に報告するものとする。
- 2 知事は、開設予定者等が正当な理由がなく第5条第1項で規定する期日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うことができない場合は、開設予定者等に対し、事前協議結果の通知の取り消しができるものとする。
- 3 前項の規定により事前協議結果を取り消すにあたっては、知事は神奈川県保健医療計画推進会議の意見を確認し、その結果について神奈川県医療審議会へ報告し、事前協議結果の取り消しを決定する。
- 4 知事は前項の決定について、保健所設置6市の長に通知するものとする。
- 5 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、第3項の決定について開設予定者等に対し通知するものとする。ただし、知事は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して通知する。
- 6 知事は、地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議、神奈川県医療審議会及び神奈川県精神保健福祉審議会（精神病床に関する場合）の各委員等関係機関に通

知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、病院等の開設等に関わる事前協議に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成9年2月28日施行の「病院等の開設等に関する指導要綱」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年10月30日から施行する。

[別紙様式] (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

年 月 日

＊神奈川県知事 殿

住所

開設予定者等

氏名

病 院 等 開 設 等 事 前 協 議 書

- 1 病院等の開設等の目的
- 2 名称
- 3 病院等の開設等の場所
- 4 病院等の開設等予定年月日
- 5 病床の種別及び病床数
- 6 診療を行おうとする科目
- 7 医療従事者の概要
- 8 計画敷地周辺の見取図
- 9 計画敷地の面積及び平面図（都市計画区域、用途地域の別等を含む。）
- 10 計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員を示すこと。）
- 11 資金計画等（開設後２年間の事業計画及び収支予算書）
- 12 周辺環境の諸対策
- 13 病床の利用状況（入院患者数、病床利用率等を記載）
- 14 基準病床を超える病床種別の取扱いにおける削減する病床の状況（急性期病棟として使用、認知症病床として使用等、現在の状況を記載）

[添付書類]

- ① 開設予定者等が、医師又は歯科医師であるときは免許証の写し及び履歴書、その他の者（法人を除く。）であるときは履歴書
- ② 土地又は建物の登記事項証明書
- ③ その他事前協議に要すると認められる書類

＊ ただし、開設予定場所が横浜市にあっては横浜市長、川崎市にあっては川崎市長、相模原市にあっては相模原市長、横須賀市にあっては横須賀市長、藤沢市にあっては藤沢市長、茅ヶ崎市にあっては茅ヶ崎市長あて

(注) 開設予定者等が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。